

Title	全体主義下の生得的権利の不在について：カントの生得的権利からアーレントの全体主義論を考察する
Author(s)	Yao, Xiaotong
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2022, 6, p. 43-46
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/89321">https://doi.org/10.18910/89321</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 全体主義下の生得的権利の不在について

## ——カントの生得的権利からアーレントの全体主義論を考察する——

哲学哲学史 博士前期課程 2年

YAO XIAOTONG

### はじめに

第二次世界大戦中ナチス・ドイツが行ったユダヤ人虐殺は人類史上の深い傷であり、今日においてもそのような政治体制と戦争犯罪について反省し、研究する必要がある。その為、残虐な事件の主因の一つである全体主義体制を分析することによって、全体主義の生成を防ぐためにどうすれば良いのかを探る必要がある。

本稿は主にハンナ・アーレントの論考「全体主義の本姓について——理解のための試論」及びカントの『人倫の形而上学』の序論部分の内容を分析する。

本稿の目的は、以下の通りである。

- 1、全体主義を動かす恐怖が傾向性の範疇にあることを論証すること。
- 2、生得的権利の概念を明確にすること。
- 3、恐怖の分析によって、全体主義下の生得的権利の不在を論証すること。

### 1 全体主義は傾向性を原理とする

政治制度それぞれには、それらに対応する「統治の原理」があるとアーレントは「全体主義の本姓について」のなかで主張している。アーレントはモンテスキューの政治理論を参照して、統治の原理とは「行為を通じてそれを動かすもの」(EU:153)としている。統治の原理とは統治体制に先行するものであり、統治体制を動かすものである。この定義からすると、統治の原理は政治体制という巨大な機器を動かす原動力と言えよう。

この原動力の性質について、アーレントは「それが動いているように動かしているのは何か」(EU:150)という問いで形容した。このような隠蔽的な原理を明らかにするために、アーレントは三つの政治体制を用いて説明した。

共和制における行為の原理は、彼が心理学風に同等性への愛と等しいと考える徳であり、君主制における行為の原理は名誉であり、その心理学的表現は卓越性への情熱であり、さらに暴政における行為の原理は恐怖である。(EU:150)

そして、本稿の主要関心である暴政の原理——恐怖について、アーレントは以下のような特徴を提示している。

#### A. 孤独に起因する。

恐怖、すなわち暴政のなかで行為に息を吹き込む原理は、私たちが完全な孤独のなかで経験する不安に基本的に関連している [……]。私たちが自分の力（厳密に私たち自身のものである強さの量）を表現するために必要とする依存と相互依存は、完全な孤独のなかで、人は独りだけではまったく力をもたず、いつも優越した力によって圧倒され打ち負かされてしまうと気づくときはいつでも、絶望の

泉となる。(EU:158)

アーレントによれば、完全な孤独のなかで個体が不安を経験するのは、力を表現しようとする欲求を人々の依存関係を通して実現する道が、他者の不在によって塞がれたからである。そして、常に人より優越した力を持つ「自然」や「環境」に個体が打ち負かされ、絶望を感じるのである。

B. 欲望としての性質。

自分自身が無力であるという信念とすべての他者の力への恐怖からは、支配への意志、暴君の意志が生まれるであろう。徳が同等性への愛であるのと同様、実際に恐怖は権力への意志であり、倒錯したかたちにおいて権力への欲望である。

(EU:160)

このように、恐怖とは権力への欲望であるとアーレントは明確に述べている。ここには、感覚としての恐怖とそれにより生じた権力への意志という恐怖の二重構造が提示されている。

C. 自己腐敗的な性質。

恐怖は自己を超越する力をもたない。そしてそれゆえに真に反政治的である。行為の原理としての恐怖は破壊的でしかありえない、あるいはモンテスキューの言葉で言えば「自己腐敗的である」。したがって、暴政は内部に破壊の種を宿す唯一の統治形態である。(EU:159)

ここでアーレントは、恐怖を内核としている暴政は自己腐敗的であると主張している。暴政は外的環境と対抗し自己を存続させるために、恐怖を原理とし暴政を維持しようとするが、その結果原動力としての恐怖がかえって破壊に繋がるのである。

そして、上記の三つの特徴をカントの主張する傾向性の性質と照合し、比較すると以下のようなになる。

傾向性の定義及び特徴は以下の通りである。

傾向性は悪への性癖 [……] に近いものとして道徳性を妨げ意志によって克服されるべきもののように考えられているが、性癖が自由の作用として道徳的性癖とよばれうるのに対し、傾向性は悪徳がそれに接枝されやすい傾向をもつとしても、自然的衝動としてのそれ自体はけっして悪ではない。(『カント事典』:129r.)

この内容に対応するのが上記の恐怖の特徴の A と C である。まず、ここで説明されているように、自然的衝動としての傾向性は決して悪ではない、すなわち、本能としての傾向性は悪ではないのである。恐怖の源にある孤独のなかの不安も、力を誇示したいという欲求も、本能としての傾向性ではあるが、決して悪ではないと言えよう。少なくともアーレントは、孤独のなかで経験する不安や力を表現する欲について、マイナスな価値評価をしていないのである。しかし、この傾向性は間違いなく悪徳に陥りやすいという議論から、傾向性は腐敗の方向に親和性を持っているとの主張がうかがえる。恐怖が由来する不安と力の誇示は、この「自然的衝動」に当てはまり、暴政の内部に破壊の種を宿しているという恐怖の特性は、悪徳が接枝されやすい傾向

に当てはまる。ゆえに、恐怖のこの二つの特徴は傾向性の性質と一致している。

傾向性は「習慣的な感性的欲望」であると定義され欲求能力として感覚に依存するから、意志があらゆる感性的衝動に依存せず自律的に普遍的法則を立てるところに成立する道徳的行為においては、格率における意志の規定根拠から排除されるべきものに属する。(『カント事典』129.r)

ここの内容に対応する恐怖の特徴はBである。傾向性は感性的欲望であるという主張に対応し、恐怖も同じく恐怖の感覚に由来する権力への欲望である。

上記の比較が示しているように、恐怖の特徴と傾向性の性質とは一致しているのである。恐怖は傾向性の性質をもっており、傾向性の範疇にあるという結論に至ることになる。

次に、暴政が恐怖を統治原理としていることが言えても、全体主義が同じく恐怖を原理としていることが言えるのだろうか。そこでまず分析すべきなのは、全体主義と暴政との関係性である。全体主義と暴政との間には齟齬がある一方、共通点もある。それは「すべての権力を一人の人間の手に集中させる」(EU:170)という点である。全体主義の独裁者と暴政の暴君は異なる統治哲学を呈しているが、その統治を働かせる手法あるいは統治の原理においては、同じ側面を持っている。すべての権力が一人の手にある場合、私たちが問わなければならないのは、この権力を握ってる者はいかにして万人をコントロールしているかという問題である。強制力で万人を服従させる場合、恐怖が必然的に存在する。したがって、全体主義の統治原理には、恐怖が担う部分も必然的に存在していると言えよう。

ここまで、暴政の原理である恐怖の特徴を明らかにし、またこれらの特徴はカントの傾向性の性質と一致しているがゆえ、恐怖は傾向性の範疇にあることを論証した。暴政は恐怖を原理としている。全体主義と暴政とは統治の原理において同じ側面を持っている。そして恐怖とは傾向性に属するものなので、全体主義は傾向性を原理としているとの帰結に至る。

## 2 生得的権利の概念

カントは『人倫の形而上学』のなかで、生得的権利を以下のように定義している。

自由(他者の強制的選択意志からの独立)が普遍的法則に基づきすべての他者の自由と共存できるかぎり、それは人間が人間であるが故に持つ唯一の、根源的な権利である。(VI 237)

ここの生得的権利の含意は、以下の通りである。

自由とは他の人の感性と理性が共に作動し下した判断・意思決定に強制されずに独立でいられることである。そして一人だけでなく、すべての人がこの自由を有する。この個々の自由が調和するには普遍的法則が遵守されなければならない。普遍的法則とは格率を、すなわち個人が決めた主観的基準をその人だけに適用するのではなく、すべての人に適用できるのでなければならないという法則である。そしてこの個々の自由が保たれてる場合においてのみ、人間は生得的権利——自由——を持つようになる。

ここでの内容が示したように、生得的権利とは自由である。

### 3 全体主義と生得的権利との対立

第1節で得た結論は、全体主義は傾向性を原理としているということ、第2節で得た結論は、生得的権利とは自由であるということである。

全体主義と生得的権利との関わりを明確にするため、傾向性と自由との関係から分析しなければならない。実際、傾向性についての説明のなかには傾向性と自由との矛盾を示す内容がある。

……その感性的欲望が習慣となる場合には、それは自由に選択されるべき格率の決意性において自然必然的な感性的欲望が自由を排除して意志の規定根拠となる傾向を許容するという意味で自由の作用への関わりをもち、本来道徳法則の定言的命法を意識しているべき意志の格率の顛倒に繋がる。(『カント事典』129r.)

ここでいう感性的欲望、すなわち傾向性は、カントによれば、それが習慣となり、意志の規定根拠となる場合に、自由が排除されることになるのである。なぜなら、傾向性が意志規定の根拠になる場合に、道徳法則に反する格率が作られてしまうからである。このように、傾向性と自由との矛盾が露呈する。そして、第2節でも説明したように、生得的権利とは自由である。傾向性と自由との矛盾はすなわち傾向性と生得的権利との矛盾である。故に、傾向性を原理とする全体主義では、生得的権利は存在し得ない。

#### 結論

本稿の第1節では暴政の統治原理である恐怖の特徴をまとめ、それらの特徴が傾向性の性質と一致していることから、恐怖は傾向性の範疇にあることを論証した。また、全体主義と暴政との共通点から、全体主義の統治原理においても恐怖が担う側面があることを論証することによって、全体主義の統治原理は傾向性であるとの結論に至った。第2節では生得的権利の概念を紹介し、生得的権利とは自由であることを提示した。第3節では、傾向性の定義で述べられた傾向性と自由が矛盾することと、第1節と第2節の全体主義は傾向性を原理とすること、及び生得的権利とは自由であることを考え合わせ、全体主義は自由と矛盾し、それゆえ生得的権利と矛盾していることが証明された。故に、全体主義において、生得的権利は存在し得ない。

#### 参考文献

Immanuel Kant, *Kant's gesammelte Schriften*. Hrsg.von Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften. Band.VI.1914.

有福、坂部ら編『カント事典』、弘文堂、1997年。

ジェローム・コーン編(齋藤純一、山田正行、矢野久美子訳)「全体主義の本性について——理解のための試論」『アーレント政治思想集成2』[略:EU]、みすず書房、2015年。